

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日発行)

目 次

- ◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則
- ◇告 示 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第一号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、沿岸漁業の経営若しくは操業状態若しくは沿岸漁業に従事する者の生活の改善又は沿岸漁業後継者等の養成を図るため、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）に基づいて、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

- 一 無動力漁船若しくは総トン数十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- 三 水産動植物の養殖の事業

（沿岸漁業改善資金の貸付け）

第三条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるものとする。

- 一 沿岸漁業の従事者
- 二 前号に掲げる者の組織する団体
- 三 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が二十人以下であるもの

2 前項第二号に掲げる団体のうち法人格のない団体にあつては、次に掲

げる条件を併せ有するものでなければならぬ。

一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つてゐるもの（漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行ふことが確実であるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当なものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

（貸付金の種類、貸付限度額等）

第四条 前条第一項の貸付けに係る沿岸漁業改善資金（以下「貸付金」という。）の種類、貸付限度額、償還期間及び据置期間は、別表第一のとおりとする。

2 一の沿岸漁業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、八百万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

（貸付金の利率）

第五条 貸付金は、無利子とする。

（貸付金の償還方法）

第六条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

（保証人）

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付金の金額に応じて知事が定める数の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が第三条第一項第二号に掲げる団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによつて利益を受ける者（その者が特定されなるときは、当該団体の理事その他の役員）が当該団体の連帯保証人とならなければならない。

（貸付けの申請）

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第一号）に事業計画書を添え、その者の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）を經由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を經由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を經由して提出することができる。

（貸付けの決定）

第九条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めたとときは、貸付けの決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により貸付申請書を經由した漁協又は市町村長（以下「經由漁協等」という。）並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に通知し、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び經由漁協等に通知しなければならない。

（借用証書）

第十条 前条第二項の規定により貸付けの決定を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第二号）を信漁連を經由して知事に提出し

なければならぬ。

(事業の完了等)

第十一条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付後三月以内（漁業経営開始資金にあつては、六月以内）に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、事業完了後二十日以内に、事業完了報告書を経由漁協等を経由して知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、貸付金の貸付けを受けた者が別表第二の第一欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者であつて、当該貸付けについて、同表の第二欄に掲げる貸付けの条件の一に該当する貸付けの条件を付されているものであるときは、同表の第三欄に掲げる区分に応じ、同表の第四欄に掲げる証明書等の写しを事業完了報告書に添付しなければならない。（期限前償還）

第十二条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)
第十三条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

一 災害

二 貸付金の貸付けを受けた者（その者が団体であるときは、その団体を構成する個人）又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(支払猶予の申請)

第十四条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第三号）に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、支払期日の三十日前までに信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十五条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び信漁連に通知しなければならない。支払の猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

(違約金)

第十六条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第十二条の規定により償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 前項に定める違約金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、じゅん 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(事務の委託)

第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を信漁連に委託する。

(雑則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
一 経営等改善資金 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	二百四十万円	七年以内	一年以内
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	二百二十万円	七年以内	一年以内
3 補機関駆動機器等設置資金 1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	四百万円	七年以内	一年以内

4 新養殖技術導入資金 知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	四百万円	四年以内	二年以内
5 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	五十万円	五年以内	一年以内
6 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	十万円	二年以内	
7 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	百万円	五年以内	一年以内
8 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又	四十万円	五年以内	

<p>9 漁具損壊防止機器等購入資金 は設置に必要な資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金</p>	<p>百三十万円</p>	<p>五年以内</p>	
<p>二 生活改善資金 1 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で、次に掲げるものの設置に必要な資材の購入に必要な資金 (一) し尿浄化装置又は改良便そう (二) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。) (三) 太陽熱利用温水装置 (四) ごみ焼却設備</p>	<p>第一欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれこの欄の額とする。</p>	<p>第一欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれこの欄の期間とする。</p>	
<p>2 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金</p>	<p>十万円 三十万円 十万円 八万円</p>	<p>二年以内 三年以内 二年以内 二年以内</p>	
<p>三 後継者等養成資金 1 研修教育資金 漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業</p>	<p>六十万円 八十万円</p>	<p>五年以内 五年以内</p>	<p>一年以内</p>

別表第二(第十一条関係)

<p>2 漁業経営開始資金 知事が定める基準に基づき、漁業後継者たる青少年又はその組織する団体が、近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金</p>	<p>の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金</p>	<p>三百二十万円 七年以内 二年以内</p>
--	---	---------------------------------

貸付金	貸付けの条件	区 分	証明書等
<p>操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金又は漁船衝突防止機器等購入資金</p>	<p>機器等が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六條第三項の予備検査を受け、これに合格したものである場合</p>	<p>準備検査を受け、基準に適合していることの場合</p>	<p>船舶安全法施行規則第六十五條の三第四項の準備検査成績通知書</p>
<p>確認を受けること。</p>	<p>基準に適合していること。</p>	<p>確認を受けた場合</p>	<p>準備検査を受け、基準に適合していることの場合</p>

船舶安全法第五條第一項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶安全法第九條第一項の船舶検査證書又は船舶安全法第十條ノ二の船舶検査手帳
機器等が船舶安全法第六條ノ四第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものである場合	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶安全法第十條ノ二の船舶検査手帳
機器等が船舶安全法第九條第四項の検定合格証明書		

様式第1号 (第8条関係)

受付漁協名 又は市町村名	年 月 日	年 月 日	番号
鳥取県信用漁業協同組合連合会			

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職 氏 名 殿

沿岸漁業改善資金 (資金) の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日
申請者 郵便番号 □□□□-□□

住 所
氏 名

(団体又は会社にあつては、)
名称及び代表者の氏名

記

資金種類	債還期間	債還期開始日	債還期満了日	借り受けようとする 事業費及び申請額		申請額 千円
				事業費 千円	申請額 千円	
資金交付希望日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
運常保証人	住 所	氏 名	申請者との関係			

支払期日	債 還 計 画						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
毎 月 年 日	債還額 円	債還額 円	債還額 円	債還額 円	債還額 円	債還額 円	債還額 円

(注) 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

申 請 者 の 概 要

申請者の氏名又は名称

事業開始(団体又は会社にあつては、設立)の時期	
事業の概要	
資本の額又は出資の総額	
常時使用する従業者の総数	

様式第2号(第10条関係)

(表面)

収入甲紙 はり付け欄	受理 年月日	受理 年月日	受理 年月日
	番 号	第 号	号
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	貸付決定		

沿岸漁業改善資金借用証書

資金の種類	
借入者の氏名 又は名称	住所
借入金 額 千円	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回
償還 期 限 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
	円 円 円 円 円 円 円 円
	借還期日及び借還額

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

借受者 住 所

氏 名

(団体又は会社にあつては、)
(名称及び代表者の氏名)

上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所

(注) 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は後継者等養成資金の別及びそれぞれ別の資金について鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第一に掲げる種類を記入すること。

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、支払期日にかかわらず、直ちに、債務の全

部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙が鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(報告)

第2条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業完了報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、支払期日に償還金又は期限前償還を請求された場合の当該償還をすべき金額を支払わないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第14条の規定による支払の猶子の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払う。

(連帯保証人)

第5条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求したときは、直ちに、これに応じる。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じる。

様式第3号(第14条関係)

受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

職 氏 名 殿

年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、その償還金の支払を猶予していただきたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(団体又は会社にあつては、)
名称及び代表者の氏名

記

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	円
	第2回	年	月	日	円
	第3回	年	月	日	円
	第4回	年	月	日	円
	第5回	年	月	日	円
	第6回	年	月	日	円
変 更 後 の 償 還 方 法	第1回	年	月	日	円
	第2回	年	月	日	円
	第3回	年	月	日	円
	第4回	年	月	日	円
	第5回	年	月	日	円
	第6回	年	月	日	円
	第7回	年	月	日	円
変 更 理 由					

(注) 1 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は後継者等養成資金の別及びそれぞれの資金について、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第一に掲げる種類を記入すること。

2 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記入すること。

告 示

鳥取県告示第六十号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準を次のとおり定める。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準

沿岸漁業改善資金の種類ごとの貸付対象、貸付限度額、貸付けの相手方、貸付申請の時期及び貸付決定の時期は、次に定めるとおりとする。

第一 経営等改善資金

種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	
船舶作業省力次に掲げる機器、 化機器等設置設備又は装置（以て置する場 合にあっては個人、沿岸月、五月、六月、 下「機器等」といはいは一台につき百 万円漁業に従事す八月又は九月又は う。）で知事が別、遠隔操縦装置を設 る者の組織す十一月 十二月 に定める基準に適合する場合に於て る団体及び沿 合するもの設置は一合につき五十万 円、可変ピッチプロ会社（その常 に必要資金 一 自動操だ装置ペラを設置する場合 時使用する従 二 遠隔操縦装置に於ては一台につ 業者の数が二 三 可変ピッチブき百五十万円 ロペラ あるものに 限	自動操だ装置を設沿岸漁業を営一月、二、三月、三	自動操だ装置を設沿岸漁業を営一月、二、三月、三	個人、沿岸月、五月、六月、 下「機器等」といはいは一台につき百 万円漁業に従事す八月又は九月又は う。）で知事が別、遠隔操縦装置を設 る者の組織す十一月 十二月 に定める基準に適合する場合に於て る団体及び沿 合するもの設置は一合につき五十万 円、可変ピッチプロ会社（その常 に必要資金 一 自動操だ装置ペラを設置する場合 時使用する従 二 遠隔操縦装置に於ては一台につ 業者の数が二 三 可変ピッチブき百五十万円 ロペラ あるものに 限	個人、沿岸月、五月、六月、 下「機器等」といはいは一台につき百 万円漁業に従事す八月又は九月又は う。）で知事が別、遠隔操縦装置を設 る者の組織す十一月 十二月 に定める基準に適合する場合に於て る団体及び沿 合するもの設置は一合につき五十万 円、可変ピッチプロ会社（その常 に必要資金 一 自動操だ装置ペラを設置する場合 時使用する従 二 遠隔操縦装置に於ては一台につ 業者の数が二 三 可変ピッチブき百五十万円 ロペラ あるものに 限	個人、沿岸月、五月、六月、 下「機器等」といはいは一台につき百 万円漁業に従事す八月又は九月又は う。）で知事が別、遠隔操縦装置を設 る者の組織す十一月 十二月 に定める基準に適合する場合に於て る団体及び沿 合するもの設置は一合につき五十万 円、可変ピッチプロ会社（その常 に必要資金 一 自動操だ装置ペラを設置する場合 時使用する従 二 遠隔操縦装置に於ては一台につ 業者の数が二 三 可変ピッチブき百五十万円 ロペラ あるものに 限	個人、沿岸月、五月、六月、 下「機器等」といはいは一台につき百 万円漁業に従事す八月又は九月又は う。）で知事が別、遠隔操縦装置を設 る者の組織す十一月 十二月 に定める基準に適合する場合に於て る団体及び沿 合するもの設置は一合につき五十万 円、可変ピッチプロ会社（その常 に必要資金 一 自動操だ装置ペラを設置する場合 時使用する従 二 遠隔操縦装置に於ては一台につ 業者の数が二 三 可変ピッチブき百五十万円 ロペラ あるものに 限

漁ろう作業省力次に掲げる機器等
力化機器等設で知事が別に定め
置資金
置する場合には一セツトにつき八
る基準に適合する
もの設置に必要
な資金
一 動力式つり機
置する場合には一合につき六十
二 ラインホーラ等の揚網機設置す
円、ネットホーラ
一等の揚網機
場合に於ては一
三 ネットホーラ
につき六十万円、動
力式網さはき機を設
置する場合には一
四 動力式網さは
き機
は一台につき七十
万
円

動力式つり機を設る。
置する場合には一セツトにつき八
る基準に適合する
もの設置に必要
な資金
一 動力式つり機
置する場合には一合につき六十
二 ラインホーラ等の揚網機設置す
円、ネットホーラ
一等の揚網機
場合に於ては一
三 ネットホーラ
につき六十万円、動
力式網さはき機を設
置する場合には一
四 動力式網さは
き機
は一台につき七十
万
円

補機関等駆動次に掲げる機器等
機器等設置資
金
補機関を設置す
る場合には一合
る基準に適合す
るにつき四百万
もの設置に必要
な資金
一 補機関（動力
取出装置付き
推進機関を含
む。）
二 油圧装置

新養殖技術導
入資金
養殖施設の設
置に必要な資金
二 種苗の購入又
は生産に必要な
資金
三 餌料の購入に
必要な資金

養殖施設の設
置に必要な資金
二 種苗の購入又
は生産に必要な
資金
三 餌料の購入に
必要な資金

<p>乗組員安全機次に掲げる機器等 器等設置資金で知事が別に定め る基準に適合する ものの設置に必要な 資金</p> <p>一 転落防止用手 すり 二 すべり止め 三 安全カバー装 置 四 歩み板</p>	<p>救命消防設備 購入資金</p> <p>次に掲げる機器等 で知事が別に定め る基準に適合する ものの購入に必要な 資金</p> <p>一 救命胴衣 二 救命浮環又は 救命浮輪 三 信号紅炎 消火器 四</p>	<p>漁船転覆防止 次に掲げる機器等 機器等設置資 金</p> <p>知事が別に定め る基準に適合する ものの設置に必要な 資金</p> <p>一 漁獲物の横移 動防止装置 二 甲板口のコー ミング 三 甲板口の閉鎖 装置</p>	<p>漁獲物の横移動防 止装置、甲板口のコー ミング又は甲板口 の閉鎖装置を設置す る場合にあつては三 十万円、甲板下に魚 そうを設置する場合 にあつては百万円</p>
--	--	---	--

<p>四 甲板下の魚そ う</p> <p>漁船衝突防止 次に掲げる機器等 機器等購入等 で知事が別に定め る基準に適合する ものの購入又は設 置に必要な資金</p> <p>一 レーダー反射 器 二 無線電話 三 音響信号設備</p>	<p>漁具損壊防止 漁具の標識(灯火貸付けを受ける者が 機器等購入資 付きブイ又はレー ダー反射器付きブ イ)で知事が別に 定める基準に適合 するものの購入に 必要な資金</p>	<p>第二 生活改善資金</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="473 1014 596 1149">種類</td> <td data-bbox="473 1149 596 1420">貸付対象</td> <td data-bbox="473 1420 596 1555">貸付けの相手方</td> <td data-bbox="473 1555 596 1690">貸付申請の時期</td> <td data-bbox="473 1690 596 1816">貸付決定の時期</td> </tr> <tr> <td>生活合理化設備資金</td> <td>住居利用方式次に掲げる住居の改造に必要な改善資金</td> <td>沿岸漁業の従事者</td> <td>一月、二月、三月、五月、八月又六月、九月又は十一月</td> <td>十二月</td> </tr> <tr> <td>な資金</td> <td>一 居室(居間、寝室、子供室、老人室等) 二 炊事施設(炊事場、食事室等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	生活合理化設備資金	住居利用方式次に掲げる住居の改造に必要な改善資金	沿岸漁業の従事者	一月、二月、三月、五月、八月又六月、九月又は十一月	十二月	な資金	一 居室(居間、寝室、子供室、老人室等) 二 炊事施設(炊事場、食事室等)			
種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期													
生活合理化設備資金	住居利用方式次に掲げる住居の改造に必要な改善資金	沿岸漁業の従事者	一月、二月、三月、五月、八月又六月、九月又は十一月	十二月													
な資金	一 居室(居間、寝室、子供室、老人室等) 二 炊事施設(炊事場、食事室等)																

第三 後継者等養成資金

- 三 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)
- 四 家事室等(家事室、更衣室、土間等)

種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
研修教育資金	次に掲げる研修を受けるために必要な旅費、教材費、視察費等 一 国内研修 二 国外研修	沿岸漁業の後継者たる青少年(おおむね十八歳以上四十歳未満の者に限る。)、沿岸漁業労働従事者(おおむね二十歳以上四十歳未満の者に限る。)、及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業を営む者	一月、二月、三月、五月、八月、九月、十一月又は十二月	同上
漁業経営開始資金	一十トン未満の漁船を使用して、若しくは使用しないで行う水産動植物の採捕の事業又は漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業を開始する場合における機器等の購入費用、設置費用等当該経営を行うのに必要な費用(ただし、漁船の建造費用及び購入費用を除く。)	沿岸漁業の後継者たる青少年及びその組織する団体		

二 水産動植物の養殖の事業を開始する場合における養殖施設の設置費用、種苗の購入費用、餌料の購入費用等当該経営を行うのに必要な費用(ただし、土地の購入費用並びに漁船の建造費用及び購入費用を除く。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)